

6 労働基準監督関係業務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 の第 12 号及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所に
対し、労働基準監督機関としての職権を行使するものである。

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施

人事委員会委員長が労働基準監督機関としての職権を行使することとされている事業所の勤務条件及び作業環境の実態を把握し、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）並びにこれらに基づく命令の周知及びその遵守のための監督を行うため、「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査について」（平成 14 年 7 月 16 日委員長決定）及び「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査実施要領」（令和元年 8 月 14 日事務局長決定）に基づき、次のとおり書面調査及び実地調査を行った。

ア 調査期間

書面調査：令和 5 年 9 月 27 日から 10 月 13 日まで

実地調査：令和 5 年 11 月 17 日から 11 月 29 日まで

イ 調査事業所

調査 区分	12 号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	
書面	10	27	0	0	7	2	6	0	17	29	6	0	52
実地	5	6	0	0	0	0	0	0	5	6	0	0	11

ウ 文書指導実施事業所

調査 区分	12 号事業所				官公署の事業所				計				
	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	知事部局	教育委員会	県警察	その他 任命権者	
	8	21	0	0	2	1	6	0	10	22	6	0	38

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使

令和 5 年度における届出の受理等の状況は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	県 議 会	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	23	80	1	0	104
断続的な労働（宿日直勤務含む）許可	1	0	1	0	2
解雇予告除外認定	1	1	1	0	3
衛生管理者選任報告	10	43	8	0	61
産業医選任報告	1	9	4	0	14
定期健康診断結果報告	9	72	20	1	102
特殊健康診断結果報告	10	0	9	0	19
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	10	72	38	1	121
労働者死傷病報告	1	1	6	0	8
事故報告書	1	0	0	0	1
建設物・機械等設置届	0	0	0	0	0
小型クレーン設置報告	3	0	0	0	0

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況

ア 落成検査の実施
令和5年度は実施なし

イ 性能検査の報告の受理

ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	ゴンドラ	エレベーター	計
6	9	4	1	0	2	22

(4) 特定機械等の事業所別設置状況

(令和6年3月31日現在)

事業所の名称	種類	有効使用期間
知事部局本庁企業立地推進課 (沖縄県 素形材産業賃貸工場)	ホイスト式天井クレーン	R4. 8. 30 ~ R6. 8. 29
知事部局本庁企業立地推進課 (那覇空港内)	エレベーター	R5. 10. 11 ~ R6. 10. 10
	〃	R5. 10. 11 ~ R6. 10. 10
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R5. 10. 6 ~ R7. 10. 5
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R5. 10. 17 ~ R7. 10. 16
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R6. 3. 12 ~ R8. 3. 11
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R6. 3. 12 ~ R8. 3. 11
農業研究センター	第一種圧力容器	R5. 9. 7 ~ R6. 9. 6
具志川職業能力開発校	移動式クレーン	R4. 10. 19 ~ R6. 10. 18
浦添職業能力開発校	移動式クレーン	R6. 1. 15 ~ R8. 1. 14
北部農林高等学校	ボイラー	R6. 3. 3 ~ R7. 3. 2
	第一種圧力容器	R5. 4. 25 ~ R6. 4. 24
中部農林高等学校	ボイラー	R5. 11. 8 ~ R6. 11. 7
	第一種圧力容器	R5. 9. 8 ~ R6. 9. 7
南部農林高等学校	ボイラー	R6. 3. 20 ~ R7. 3. 19
	第一種圧力容器	R6. 3. 22 ~ R7. 3. 21
	〃	R5. 7. 23 ~ R6. 7. 22
	ホイスト式天井クレーン	R4. 12. 19 ~ R6. 12. 18
八重山農林高等学校	第一種圧力容器	R5. 9. 28 ~ R6. 9. 27
宮古工業高等学校	機関車形ボイラー	R5. 6. 9 ~ R6. 6. 8
沖縄水産高等学校	ボイラー	R5. 3. 27 ~ R6. 3. 26
	第一種圧力容器	R5. 11. 13 ~ R6. 11. 12
宮古総合実業高等学校	ボイラー	R6. 2. 28 ~ R7. 2. 27
	第一種圧力容器	R6. 2. 23 ~ R7. 2. 22
	〃	R6. 2. 23 ~ R7. 2. 22

(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表

(令和6年3月31日現在)

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄労働局 (労働基準監督署) (36)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5) (10)
		第6号 南部林業事務所 (1)
		第7号 家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。)(2)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号 沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号 下水道事務所 (1)
沖縄県人事委員会 (161)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(52) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(17) 特別支援学校分校(1) 併設型中学校・高等学校(3) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校 (102)
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談支援センター 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部(運転免許課を除く。)(1) 運転免許センター 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 国境離島警備隊 (59)

(注)

- 1 ()内の数字は、事業所の数である。
- 2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
- 3 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
- 4 なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。